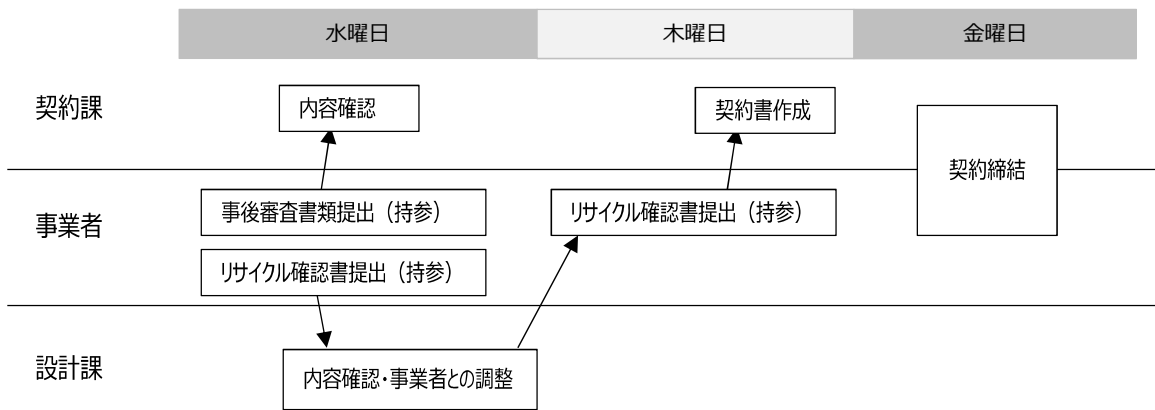


**\* 電子入札システム導入後におけるリサイクル確認書の提出方法について**

電子入札システムを導入に伴い、落札候補者決定後に提出されるリサイクル確認書について、下記のとおり運用を変更します。

(1) 現行の運用

事業者が設計担当課へ確認書を持参提出→設計担当課確認→確認済の確認書を事業者が契約課へ持参提出→契約書作成



(2) 変更後の運用 (事後審査書類を窓口持参する事業者は (1) のまま)

事業者が契約課へ確認書をデータ提出→契約課から設計課へデータ送付し、設計担当課確認→契約課で印刷し、契約書作成

